

健康はままつ 21 ロゴマークの使用について

団体主催の健康づくり啓発イベントや講演会のポスター、チラシに健康はままつ 21 ロゴマークを使用することができます。

ロゴマークの使用を希望する場合は、以下の使用規約を確認の上、「健康はままつ 21 ロゴマークの使用届出書」を記入し、ロゴマークを使用する物品（パンフレット等）とともに健康増進課へ提出してください。

健康はままつ 21 ロゴマーク使用規約

(目的)

第1条 健康はままつ 21 の推進活動等のシンボルとして、健康はままつ 21 のロゴマーク（図1）の使用するにあたっての取り決めをする。

(使用の範囲)

第2条 健康はままつ 21 ロゴマークの使用は、健康はままつ 21 推進協力団体の健康づくり推進活動に使用することができる。

(使用の手続き)

第3条 健康はままつ 21 ロゴマークを使用しようとするときは、あらかじめ健康はままつ 21 ロゴマーク使用届出書（第1号様式）及び使用物品（パンフレット等）を健康はままつ 21 事務局に提出するものとする。ただし、使用届出書は、使用物品ごとに提出するものとする。

(取扱い等)

第4条 健康はままつ 21 ロゴマークを使用する場合の取扱いは次の事項に従って適正に使用するものとする。

(1) 健康はままつ 21 ロゴマークは、縦横比率等を変形しないこと

(2) 健康はままつ 21 ロゴマークのカラー表示は、図1のとおり使用すること

(3) 健康はままつ 21 ロゴマークと共に次の字句を記載すること

「健康はままつ 21 推進協力団体として、市民の健康づくりに取り組んでいます。」

附 則

この規約は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

図1（健康はままつ 21 ロゴマーク）

カラーの場合



単色使用（モノトーン）の場合



ロゴマークを使用する場合、必ず記載してください！